

令和5年度第6回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年8月28日(月)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	8番	内山	昌代
2番	松崎	博	9番	鈴木	透
3番	西山	美佐江	10番	井上	昌之
4番	小林	茂	12番	橘川	均
5番	香坂	政博			
7番	水島	寿徳			

4 欠席委員

6番	野谷	茂	11番	中村	隆一
----	----	---	-----	----	----

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

5番	香坂	政博	7番	水島	寿徳
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9 議案

- 第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 第10号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。1か月ぶりに顔を合わせて、皆さんお元気で、色がだいぶ焼けていて、とてもいい顔をしていると思います。

それでは令和5年度第6回の総会を開催したいと思います。今日の出席委員は10名です。なお、野谷茂委員は午後の農地パトロールから合流いたします。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第6回総会の議事録署名委員につきましては、5番香坂委員、7番水島委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を相続により取得された場合は、農業委員会に届出をすることとなっております。

今回、相続により所有権を取得されたこちらの2件につきましては、いずれも農業委員会によるあっせん等の希望がないことから地図を添付しておりませんが、No. 1の土地につきましては中里交差点の少し北西の位置にある土地で、こちらの届出の受理通知書については7月18日付で発行しております。

また、No. 2の土地につきましては、2筆とも緑が丘の北側付近にある土地ですが、鉄砲田の農地につきましては里山体験事業用地として町でお借りしております。

なお、こちらの届出の受理通知書については8月2日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることで許可は不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が5条による届出となります。

今回は、市街化区域内での5条による転用2件について受理しております。

それでは、No. 1について説明いたします。土地の場所については、関係資料位置図の地図1をご覧ください。

場所は、中里の軒吉橋の東側になりまして、車庫敷地として転用される目的での手続き

となります。

なお、こちらの届出の受理通知書については8月2日付で発行しております。

続いて、No. 2について説明いたします。土地の場所については、関係資料位置図の地図2をご覧ください。

場所は、山西の町立体育館の北側になりまして、住宅用地として転用される目的での手続きとなります。

なお、こちらの届出の受理通知書については8月7日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様の了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第9号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

一色地区の報告について、井上委員、お願いします。

【委員】

8月17日に一色地区農業委員2名及び事務局で、借受予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の林ノ台に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は1,280㎡の内、416㎡です。

借受予定者が町内で耕作する農地は、いずれも適切に管理されており、今後も効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われまます。

また、本人のやる気についても強く感じられました。以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第9号について、補足説明いたします。

No. 1及びNo. 2については、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した使用貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を

一括で審議するものです。

議案第9号関係資料をご覧ください。

No. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、公図の写しを12ページに、位置図を13ページに添付しております。

利用目的としては、有機農法にて露地野菜を作付けする予定となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

す。農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「許可する」といたします。

続きまして、議案第10号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第10号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

中里地区の報告について、西山委員、お願いします。

【委員】

8月7日に中里地区農業委員及び事務局で、現地を確認いたしました。

対象地の場所は、中里2丁目に位置する農地1筆で、面積は1,346㎡の内、953.28㎡です。

当該地では、複数の露地野菜などが栽培されており、農地として適切に利用されていま

した。以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは説明いたします。

本案件は、相続税の納税猶予制度によるものです。

相続税の納税猶予制度とは、農地を相続した相続人が当該農地を農地として利用していく場合、相続税の猶予を受けられる制度です。

特例を受けてから20年が経過すると相続税の免除が確定することとなりますが、その際には出口調査と呼ばれる税務署からの調査があり、農業委員会では、当該農地の利用状況について確認し、税務署に報告することとなります。

また、それとは別に平成21年以降に特例を受けた方は、納税猶予に係る期限が確定するまでの間、3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出する必要があり、届出には、農業委員会が発行する、引き続き農業経営を行っている旨の証明が必要となります。

本案件につきましては、平成21年以降に特例を受けた案件であり、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が申請されたことによる議案となります。

議案第10号関係資料をご覧ください。1ページ目に当案件の地図を添付しております。

申請者は平成25年に中里2丁目の農地1筆を相続し、1,346㎡の内、953.28㎡について納税猶予の特例の適用を受けております。

対象地は、現地確認報告にもありましたように、露地野菜等が栽培され、適正に管理されておりました。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、それではお諮りします。議案第10号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」ことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ない事を証しここに署名する。

議長 二宮町農業委員会 会長 橘川 均

署名委員 5 番

署名委員 7 番